平成２７年（フ）第１２号
宮崎県西都市大字右松1992番地６
債務者　岩屋　秀一
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橘　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５９５号
埼玉県狭山市狭山12番11号
債務者　高橋　幸男
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小原　千代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８７号
岩手県花巻市野田326番地８　テラスハウスハルヤマＡ－６、旧住所札幌市北区屯田４条８丁目６番44―205号
債務者　小堀　真美
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１２５９号
埼玉県上尾市大字原市1000番地１　島田ハイツ101
債務者　佐藤　大樹
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６０号
さいたま市南区大字円正寺187番地２　グランデュール山崎Ａ103
債務者　島田　春光
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６６号
さいたま市桜区西堀４丁目７番１―429号
債務者　佐藤　知統
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７６号
埼玉県川口市三ツ和３丁目８番地の24　コート310―301号
債務者　牧野紀美江
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１２号
埼玉県川口市朝日６丁目３番26号　リバーサンライトⅠ106号
債務者　内田　裕大
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
さいたま市浦和区常盤６丁目13番11号　２Ｆ
債務者　森川　真紀
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３１号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目3003番地の77　エキチカマンション206
債務者　櫨木　貴宏
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４０５号
愛知県豊田市小川町７丁目39番地　アネックス小川Ｄ―203号
債務者　桑野　要一
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１号
北海道砂川市三砂町22番地２　Ｃ号棟32号
債務者　新井田　晃
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第７号
北海道白老郡白老町字白老762番地25　恵和園、前住所北海道白老郡白老町緑丘２丁目24番30―４号　緑ケ丘団地33棟132号
債務者　齋藤　迪子
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第９号
北海道室蘭市日の出町１丁目19番１号
債務者　森川　麻由（旧姓大友）
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第６号
静岡県富士宮市弓沢町377番地　鈴昭アパート201号、前住所静岡県富士宮市小泉2086番地の９
債務者　田中　晴夫
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１９５８号
愛知県東海市加木屋町郷中44番地の１　Ｓ．Ｄ．スクエアⅡ501号
債務者　大嶋　博昭
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部